

(平成20年11月21日：第1回都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会)

資料9

都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会規約（案）

(設立)

第1条 都道府県肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の機能強化や拠点病院間の連携強化について協議するため、都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 都道府県肝疾患診療連携拠点病院 病院長又は病院長が推薦する者
 - (2) 国立国際医療センター国府台病院肝炎・免疫研究センター長
 - (3) 国立国際医療センター国府台病院肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター長
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 肝炎情報の収集・提供に関すること
- (2) 肝疾患診療等に係る人材育成に貢献すること
- (3) その他協議会の運営に必要な事項

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、国立国際医療センター国府台病院肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、必要に応じて議長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときには、その代理人を協議会に出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会の設置)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会に必要な事項は、議長が別に定める。

(業務)

第8条 協議会の庶務は、国立国際医療センター運営局庶務第二課において処理する。

(細則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成20年 月 日から施行する。